

## 阿賀野市告示第78号

阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月27日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱（平成23年阿賀野市告示第42号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

保育環境改善等事業	国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号）に基づく事業に要する経費	国が定める基準により算定した額
-----------	--	-----------------

」

を

「

保育環境改善等事業	国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（令和5年10月12日付けこ成事第520号）に基づく事業に要する経費	国が定める基準により算定した額
医療的ケア児保育支援事業		

」

に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。